

(別添4)

令和7年12月24日  
内閣府地方創生推進室  
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局  
デ ジ タ ル 庁

## 令和7年度補正予算 地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）の取扱いについて

### I. 基本的な考え方

1. 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策を推進することによって、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援するとされている。
2. 地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）（以下「本交付金」という。）は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力の向上を目的として、優良モデル・サービスを活用する取組であって、実装されるデジタルサービスを利用する地域住民等がその効果を享受することができる取組に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）に限り国が交付金により支援するものである。

### II. 予算額、補助率

予算額：1,000億円の内数（国費ベース）

補助率：1／2

### III. 支援対象等

#### 1. 対象者

地方公共団体

（都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。）

#### 2. 対象事業（要件）

以下の①～⑨の要件を満たすものを対象事業とする。

- ① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること
- ② デジタルを活用したサービスを地域・暮らしに実装する取組であること

- ③ 地方公共団体が導入したデジタルサービスを地域住民等が利用すること、又は地方公共団体が導入したデジタルサービスを職員と地域住民等が利用することで、地域住民等に直接裨益がもたらされること
- ④ 事業の成果を複数年度に渡って計測するための KPI が適切に設定されていること
- ⑤ 実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）で実装すること
- ⑥ 継続的なサービスであること
- ⑦ 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービス又は地方公共団体が関与して実証事業等を実施済みであるサービス等、実装後一定の効果があることが認められるサービスを活用するものであること
- ⑧ 事業を推進するための体制が確立されていること
- ⑨ 交付対象事業費が100万円を上回る事業であること

### 3. 申請上限数、補助率及び交付上限額

- ① 申請上限数
  - 都道府県：9事業
  - 市区町村：5事業
  - ※ 上記は TYPEA 及び TYPEV を合算した申請上限数を指す。（TYPE S は申請上限数のカウントに含めない）
  - ※ 地域間連携事業を実施する場合、団体毎の申請上限数の枠外措置を設ける
- ② 補助率及び交付上限額
  - 補助率：1/2
  - 交付上限額：1事業あたり国費1億円（交付対象事業費ベース2億円）

### 4. 申請にあたって遵守する事項

- ・ デジタル原則（構造改革のための基本原則）に沿って事業に取り組む
- ・ 十分な競争原理の下で適切な調達を行う観点から、原則として競争入札による調達を実施する。また、複数の事業者から見積書を徴求するとともに、事業者に対して具体的な見積もりの内訳の提示を求める
- ・ 本事業でのサービスの実装にあたり、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業は、当該補助金等を利用する
- ・ 本事業で実装したサービスについて、実施計画期間（実装計画期間1年、運営

計画期間2年)終了後も地域住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行えるよう真摯に努める

- ・本事業で実装したサービスについて、KPI 達成に向けた継続的な取り組み(住民への広報やニーズ調査による改善)を行い、内閣府より KPI 達成状況の報告を求められた際には必ず応じる

## 5. 優遇措置

- ・共通化・標準化の推進
- ・マイナンバーカードの利活用
- ・スタートアップの活用
- ・地域間連携の促進
- ・未採択団体への優遇措置
- ・新たな分野への取組の推進

## 6. 審査

審査に当たっては、上記「2. 対象事業(要件)」、「4. 申請にあたって遵守する事項」及び「5. 優遇措置」に掲げる要件及び視点に関して総合評価を行う。

審査の結果、採択する事業について、経費に関する一定の減額査定を行う場合がある。

## 7. 事業計画

「事業計画」は「実装計画」及び「運営計画」からなる。

### ① 実装計画

本交付金の交付期間内における「事業計画」を「実装計画」といい、その期間は交付決定日から令和9年3月31日である。

### ② 運営計画

本交付金の交付対象事業終了後における「事業計画」を「運営計画」といい、その期間は交付対象事業終了後2か年である。

「実装計画」については当該実装計画期間終了後、「運営計画」については1か年経過するごとに、取組状況や KPI の進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする(必要に応じ、個別のフォローアップを行う場合がある)。なお、提出いただいた事業概要については、夏頃を目途に各地方公共団体の HP 等において公表することを依頼あるいは地域未来戦略本部事務局に関する HP 等で公表する可能性があるため、あらかじめお含み置きいただきたい。

## 8. 経費

### ① 対象経費

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を実装計画期間に限り支援する。

事業の遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費のいずれも支援対象とし、交付対象事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

システム構築費等に止まらず、サービス実装に伴う実装計画期間内のサービスの普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- ※ 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費
- ※ サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等）
- ※ 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費
- ※ 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費
- ※ 事業評価（KPI 取得に係るアンケート調査、Well-Being 指標に係る調査・ワークショップ等）に要する経費
- ※ 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- ※ 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- ※ 複数年契約に基づく経費（交付金事業の実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能であり、実装計画期間を含めて令和10年度末までのものに限る。交付金事業の実装計画期間内に完了確認の根拠を示せない経費については対象経費に含めることはできない）

## ② 対象外経費

本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である。

本交付金はサービス実装の立ち上げに係る費用を実装計画期間に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外については①対象経費を参照）。

また、サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外。

また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

- ※ 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- ※ 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- ※ 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- ※ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ※ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ※ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ※ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- ※ 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- ※ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

## 9. TYPEA 申請に係る事前相談について

TYPEA の事前相談は、事前相談期間において1事業につき1回までを限度とする。

### IV. その他

#### 1. 採択後の変更手続について

(1) 「デジタル実装型 TYPEA 実施計画」等（以下「実施計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。

(2) ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。

- ① 経費の流用（経費項目間の組み換えであって、交付対象事業費（総額）の2割以下のもの）
- ② 経費項目の追加（交付対象事業費（総額）の2割以下のもの）
- ③ 経費項目の削除（削除が実施計画に影響を与えないものに限る）
- ④ 経費の減額
- ⑤ 直近交付決定時の交付対象事業費（総額）の範囲内での経費の増額

- ⑥ KPI 追加・上方修正
- ⑦ 文言その他記載内容の修正（修正が実施計画に影響を与える可能性がないもの）

(3) (2) の場合にあつては、あらかじめ変更しようとする実施計画を報告するものとする。

## 2. 地方負担分に対する地方財政措置

デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

## 3. 地域間連携

複数の地方公共団体による地域間連携事業として申請する場合、主たる申請者である地方公共団体が実施計画等を作成するとともに、連携する全ての地方公共団体が共同して、地域間連携に関する実施計画等を作成すること。

## 4. その他

- ・ 本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないよう、適正な執行に努める必要がある。令和7年度補正予算地域未来交付金採択事業について、会計検査で不当事項等の指摘を受けた団体については、その後に行われるデジタル実装型の募集一回限りにおいて応募することができない。
- ・ 各地方公共団体においては、本交付金の具体的用途（実施計画上の経費内訳に記載された内容）や実施体制について、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表することとする。
- ・ 地域のステークホルダーの意見を踏まえ、KPIの達成度について効果検証を行うことが適切であり、毎年度の効果検証の結果については、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表することとする。
- ・ なお、検証の過程においては、必要に応じて住民の意見聴取等を行い、今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望ましく、議会による検証についても行われることが望まれる。
- ・ 事業に関する相談は、年間を通じて受け付けているため、事務局までご連絡いただきたい。実施計画の作成前の企画立案段階であっても、前広に相談を受け付けているので、積極的に活用いただきたい。ただし、本交付金は次年度以降の予算措置が確定しているものではないため、現行制度に基づく回答となる点留意されたい。なお、本対応は、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応である。

## 5. 問合せ先

内閣府 地方創生推進室／内閣官房 地域未来戦略本部事務局  
地域未来交付金（デジタル実装型）担当  
e-mail : digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

電話：03-6257-3889

※ご不明な点等がある場合には、市区町村等は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、電話での問合せは受け付けておりません。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。